

徳島市監査委員告示第16号

令和6年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりだったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年3月31日

徳島市監査委員 尾 田 正 則
同 藤 原 晃
同 須 見 矩 明
同 井 上 武

子育発第622号
令和7年2月27日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤彰良

令和6年度財政援助団体等監査結果（令和7年1月31日報告分）に基づき次のとおり
措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

公益財団法人 徳島県勤労者福祉ネットワーク 所管部課：子ども未来部 子育て支援課

指摘事項	<p>(所管部課)</p> <p>1 支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p> <p>・徳島市親子ふれあいプラザの管理運営に関する年度協定の締結部長決裁としており、決裁権者は適正であったが、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に基づいて会計管理者と協議すべきところ、協議が行われていなかった。</p> <p>予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p>
措置状況	<p>支出負担行為書において、部長決裁であるにもかかわらず、会計管理者との協議が行われていなかった原因は、決裁権者等の確認不足によるものです。</p> <p>当該年度協定に係る決裁については、直ちに会計管理者との協議を完了しました。</p> <p>今後は、規則に基づき適正に処理を行うとともに、事務手続、手順を整理し、担当者の交代等があった場合にも確実に引き継ぐことができるよう、指定管理料の会計処理に関する事務手順をマニュアルとしてとりまとめます。</p>